

入札・契約における注意事項

(趣旨)

第1 この注意事項は、姫路市及び姫路市上下水道局（以下「姫路市」という。）の工事又は工事に係る設計、測量若しくは調査業務委託（以下「工事等」という。）の制限付一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）、姫路市上下水道局契約規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第7号）その他の法令、規則などに基づきその要旨を記載したもので、入札参加者は、この注意事項を十分承知して入札に参加してください。

(関係法令の遵守等)

第2 入札参加者は、次の各号に掲げる事柄に留意の上、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、市民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。

- (1) 連合（談合）、贈賄その他不正な行為は絶対行わないこと。
- (2) 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。
- (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき発注者が実施する工事現場の施工体制の点検に協力する等、請負者に課せられた義務を遵守し、公共工事の適正な施工の確保に努めること。
- (4) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）を遵守し、公共工事を適正に施工するとともに、技術者や技能労働者等の育成及びその労働環境の改善に努めること。
- (5) 積算は、自己積算を原則とし、積算根拠を提出できるようにしておくこと。

(入札参加資格制限等)

第3 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）又は姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和4年4月1日制定）（以下「資格制限基準」という。）に該当する者
 - (2) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）又は姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について（令和4年姫路市上下水道局告示第3号）に規定する競争入札に参加する者に必要な資格等を有しない者
- 2 資格制限期間中は、新たに本市発注工事の下請負もできません。

(指名停止等)

第4 入札参加者が、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（姫路市上下水道局指名停止等措置要綱）に規定する指名停止を受けた場合において、現に指名をしているときは、当該指名を取り消します。

- 2 制限付一般競争入札においては、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時まで資格制限基準に該当することとなった者、指名停止を受けた者又は指名停止の措置要件に該当することとなった者は、入札に参加できません。また、落札候補者と

なるべき価格の入札をした者であっても、落札決定までに資格制限基準に該当することとなった者、指名停止を受けた者又は指名停止の措置要件に該当することとなった者は、入札参加資格がないものとし、次順位者を落札候補者とします。

3 指名停止期間中は、新たに本市発注工事の下請負もできません。

(入札の辞退)

第5 入札参加者は、自己の入札が完了するまで、いつでも入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。いったん入札辞退届を提出した場合は、これを撤回することはできません。

2 主任技術者等技術者の確保ができない場合には、必ず事前に入札を辞退してください(指名競争入札に限る。)

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札の取り止め等)

第6 入札参加者が連合(談合)し又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

2 天災地変などのやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。

(無効となる入札)

第7 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札書が所定の日時までに到着しない入札

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の人を代理した入札

(4) 入札時に委任状を提出しない代理人のした入札

(5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

(6) 入札書に金額、氏名又は押印のない入札及びこれらが鮮明でない入札並びに金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 入札保証金の全部又は一部を免除される場合を除くほか、入札保証金が納付されない入札又はその金額が所定の額に達しない入札

(9) 最低制限価格(姫路市低入札価格調査制度試行要綱(姫路市上下水道局低入札価格調査制度試行要綱)以下「低入札要綱」という。)に規定する調査最低制限価格(以下「調査最低制限価格」という。)を設定している場合には、調査最低制限価格を下回る金額の入札

(10) 各公告等において示す入札の無効となる事項に該当する入札

(開札)

第8 開札は、入札終了後、当該入札場所において、入札者及び入札立会人の立ち会いの上で行います。

2 電子入札案件の開札においては、入札公告又は指名通知書に示した日時及び場所において行います。当該入札者で希望する者は、その開札に立ち会うことができます。

(落札者の決定)

第9 開札の結果により、次のとおり落札者を決定します。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるなど、契約の相手方として著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなことがありません。
 - (2) 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - (3) 低入札価格調査制度を適用する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で調査最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札者を決定します。この場合において、調査最低制限価格以上で調査基準価格を下回る入札が行われたとき（総合評価落札方式による入札にあっては、評価値の最も高い者の入札額が、調査最低制限価格以上で調査基準価格を下回る場合）は、落札者の決定を保留し、その入札について当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その調査結果により落札者を決定します。
 - (4) 総合評価落札方式により落札者を決定する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格及びその他の条件による評価値が最も高い者を落札者とします。
 - (5) 制限付一般競争入札により入札を行った場合は、開札後、落札決定を保留し、落札候補者に対して参加資格に関する審査を行います。審査の結果、参加資格を有していると認められた者を落札者とします。
- 2 落札者（制限付一般競争入札の場合は落札候補者）となるべき同価格（総合評価落札方式による入札にあっては、評価値が同値）の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札者（落札候補者）を決定します。なお、この場合くじ引きを辞退することはできません。

(再度入札)

第10 開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

この場合において、電子入札案件について再度入札を行うときは、電子入札システムにより初度入札で有効な入札をした者に入札受付日時、締切日時及び開札日時等を速やかに通知します。

- 2 再度入札の回数は、2回を上限とし、再度入札の結果、落札者がいないときは、入札を打ち切ります。
- 3 再度入札に参加できる者は、直前の入札において有効な入札をした者とします。
- 4 最低制限価格（調査最低制限価格を設定している場合には、調査最低制限価格）を設けたときは、直前の入札において当該価格を下回る価格での入札は無効とし、その入札者は再度入札に参加できません。
- 5 再度入札の入札金額は、直前の入札における有効な入札のうち、最低の価格よりも低い金額とします。

(低入札価格調査制度)

第11 予定価格が5億円以上又は総合評価落札方式による工事の入札については、低入

札要綱に基づき低入札価格調査制度を適用します。この場合においては、調査基準価格及び調査最低制限価格を設定し、調査最低制限価格以上で調査基準価格を下回る入札が行われたとき（総合評価落札方式による入札にあつては、評価値の最も高い者の入札額が、調査最低制限価格以上で調査基準価格を下回る場合）は、落札者の決定を保留します（調査最低制限価格を下回る入札は無効）。当該入札者がその価格で当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、履行がなされるとした場合に落札者とします。履行がなされないとした場合は、次順位者から同様の調査をし、履行がなされるとした者を落札者とします。なお、該当する入札を行った者は、この調査に協力していただきます。

（契約の締結）

第12 契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。以下同じ。）の作成を要する場合には、落札者は落札決定の通知を受けた日から10日以内に契約を締結しなければなりません。

2 落札者が、所定の期間内に契約手続きを怠ったときは、落札はその効力を失うことがあります。

3 落札者が、落札決定から契約締結（第13の仮契約を含む。）までの間に資格制限基準に該当又は指名停止を受けたときは、契約を締結しないことがあります。なお、契約を締結しない場合、本市は一切の損害賠償の責を負いません。

（議会の議決を必要とする契約の締結）

第13 議会の議決に付すべき契約（原則、予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負）については、議会の議決を得たときに契約が成立する旨を記載した仮契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）を取り交わすものとします。

2 前項の仮契約を締結した場合は、議会の議決があつたとき、仮契約書は契約書として作成されたものとみなします。

3 仮契約締結後、議会の議決がなされるまでの間に、仮契約を締結した者が、資格制限基準に該当又は指名停止等を受けたときは、仮契約を解除することがあります。なお、仮契約を解除した場合、本市は一切の損害賠償の責を負いません。

（契約の確定）

第14 契約書の作成を省略する場合を除き、契約は、契約の当事者である双方の者が契約書に記名押印したときに確定します。

（契約保証金）

第15 落札者は、契約（第13の仮契約を除く。）を締結しようとするときは、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する場合があります。

(1) 落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を本市に寄託したとき。

(2) 落札者が保険会社との間に本市を債権者とする工事履行保証契約を締結し、その保証証券を本市に提出したとき。

(3) 国債、銀行の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下

「保証事業会社」という。)の保証を担保として提供したとき。

- (4) 落札者が前2年度に本市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、当該落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき(第13の議会の議決に付すべき契約を除く。)
 - (5) 契約金額が300万円(随意契約の場合にあっては、1,000万円)以下であり、かつ、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。なお、第9(3)により落札者を決定した場合、契約保証金は契約金額の10分の3以上納めなければなりません。
- 2 前項第1号若しくは第2号又は前項第3号のうち保証事業会社の保証を担保として提供する場合において、落札者が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)を利用する場合は、当該保険会社又は保証事業会社が定め、本市が認めた方法でなければなりません。この場合において、落札者は、保証証書等を寄託又は提出したものとみなします。

(建設業退職金共済制度)

- 第16 落札者は、契約を締結しようとするときは、契約金額及び業種に応じ別に定める割合により計算した額以上の共済証紙を購入し、購入の際に金融機関が発行する掛金収納書を貼り付けた建設業退職金共済証紙購入確認書(以下「証紙購入確認書」という。)を提出しなければなりません。
- 2 請負者が工事の一部を下請業者に施工させるときは、下請業者が雇用する建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により下請業者に交付してください。下請業者が建退共に未加入のときは、元請業者から当該下請業者が建退共に加入するよう指導してください。
 - 3 共済証紙は、当該契約に係る工事に従事する建退共の対象労働者に賃金を支払ったときに(少なくとも月1回)、その労働者を雇用した日数分を建設業退職金共済手帳に貼り、消印してください。

(前金払及び中間前金払)

第17 次の各号の全てに該当する工事については、前金払をする場合があります。

- (1) 保証事業会社の保証のある工事
 - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一上欄に掲げる工事
 - (3) 契約金額が1件200万円以上の工事
- 2 契約を締結した者が前項の前金払を受けようとするときは、保証事業会社と当該工事の工期を保証期間とした保証事業法第2条第5項に規定する保証契約を締結した上で、その保証証書を本市に寄託して前金払の申請をし、決定を受けなければなりません。この場合、保証証書の寄託及び前金払の申請は、契約締結後30日以内に行わなければなりません。
- 3 前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証事業会社が定め、本市が認めた措置を講じることができます。この場合において、請負者は、当該保証証書を寄託したものとみなします。
- 4 次の各号の要件を全て満たす工事については、中間前金払をする場合があります。
- (1) 契約当初の前払金の支払を受けている工事
 - (2) 当初の契約金額が1件1,000万円以上の工事

- (3) 工期の2分の1を経過していること。
 - (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 5 中間前金払を受けようとするときは、契約締結後に工事担当課と中間前金の申請に係る事前協議を行う必要があります。なお、中間前金払を選択したときには、部分払を受けることができず、部分払を選択したときには、中間前金払を受けることができません。ただし、債務負担行為に係る契約については、中間前金払を選択した場合も、年度末の部分払に限り受けることができる場合があります。中間前金払の申請手続きについては第2項前段を準用します。
 - 6 債務負担行為に係る契約において前金払及び中間前金払を受けようとするときは、各年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして手続きをしてください。なお、契約を締結した年度以外の年度においては、予算の執行が可能となる日前に前払金及び中間前払金の支払を申請することはできませんので、当該年度の前金払及び中間前金払を申請できるようになった日以降に手続きをしてください。
 - 7 前払金の支払を受けた後に、設計図書の変更等により、変更後の契約金額が当初契約金額の2割以上増加した場合は、その変更後の契約金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、前払金額及び中間前払金額の合計額）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができます。
 - 8 前払金の支払をした後に、設計図書の変更等により、変更後の契約金額が当初契約金額の2割以上減少した場合は、その変更後の契約金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）と支払済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、前払金額及び中間前払金額の合計額）との差額を返還していただくことがあります。
 - 9 第7項及び第8項において、保証事業会社と締結した保証契約内容に変更が生じた場合は、直ちに変更後の保証証書を提出して下さい。
 - 10 第3項の規定は前項の場合について準用します。

（工事の着手）

第18 契約を締結した者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければなりません。

（技術者の適正な配置等）

第19 建設業法では、建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者として、「主任技術者」を置かなければなりません。

- 2 発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けたものが実施する講習を受講した者のうちから選任してください。

- 3 上記1、2の主任技術者又は監理技術者は、当該請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を設置する必要があります。「恒常的な雇用関係」については、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合を除き、指名若しくは入札参加申込締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。雇用関係の確認は、健康保険被保険者証、市県民税の特別徴収税額の通知書又は雇用保険被保険者証等により行います。
- 4 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数のものが利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任でなければなりません。「重要な建設工事」とは、建設工事で工事1件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものをいい、「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと」を意味します。また、専任の主任技術者又は監理技術者は、常時継続的に当該建設工事現場に配置しなければならないものとします。ただし、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第315号。以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）に示す要件を満たす場合は兼務を可能とします。
- 5 監理技術者の職務を補佐する者を専任で工事現場に配置する場合、当該工事の監理技術者は2件まで工事現場を兼務することができます。兼務が可能な工事については、入札公告等を確認してください。
- 6 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」に基づく運用とします。
- 7 制限付一般競争入札の場合で落札候補者となった者が技術者の適正な配置ができないときは、入札参加資格がないものとし、次順位者を落札候補者とします。

（経営事項審査の義務化）

- 第20 公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法に基づく経営事項審査を毎年受けるとともに審査の結果の通知（以下「経営事項審査結果通知書」という。）を受けていなければなりません。この経営事項審査結果通知書は、公共工事の契約を締結する日（議会の議決に付すべき場合にあっては、当該議会の議決予定日）前1年7か月以内の日を審査基準日とするものが有効なものとなります。
- 2 入札参加者は、発注者から契約予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しの提出を求められたときには、定められた日時までに提出してください。（議会の議決に付すべき契約の場合は特に注意してください。）
 - 3 契約予定日において有効な経営事項審査結果通知書が確認できないときは、入札に参加することができない又は落札決定がされないこととなりますので、決算終了後には速やかに審査の手続きを行い、通知を受けてください。

（暴力団及びその他の不当介入排除）

- 第21 入札参加者が、姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱）に規定する排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当する場合は、入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないこととなります。
- 2 契約の相手方が排除対象業者を下請負人等としている場合には、当該下請契約等の解除を求めます。なお、その求めに応じない場合は契約を解除します。

- 3 契約の相手方が排除対象業者であると判明したとき、又は当該契約の下請契約等の締結に当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら下請契約等を締結していたときは、当該契約を解除します。
- 4 契約の履行に当たり、排除対象業者から不当若しくは違法な要求又は適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、直ちに姫路市へ報告するとともに、所轄の警察署へ届け出てください。
- 5 契約の履行に当たり、排除対象事業者及びその他から、その意に反して金品の支払の要求を受けたときは、これを拒否してください。
- 6 落札者は、契約の締結までに暴力団排除に関する誓約書（様式第1号又は第3号）を契約課へ提出してください。
- 7 契約の履行に当たり下請負人を使用する場合や再委託契約を締結する場合は、下請負人及び再委託契約の相手方の決定後遅滞なく、その商号又は名称その他必要な事項を通知するとともに、当該下請負人及び再委託契約の相手方から暴力団排除に関する誓約書（様式第2号又は第4号）を徴取し、工事担当課へ提出してください。

指導事項

1 建設工事の適正な施工について

- (1) 工事の施工に当たっては、契約書、姫路市契約規則（姫路市上下水道局契約規程）及び建設業法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 工事の施工は、契約書、設計書、図面及び仕様書等に基づき、監督員の指示及び監督に従い適正に行うとともに、必ず工期内に完成させること。
- (3) 請負者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の工事について、一般財団法人 日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注、変更、完成及び訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し監督員の確認を受けた上、直ちに当該センターに登録し、当該センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出すること。
- (4) 請負者の責めに帰する事由により、工期内に工事を完成できない場合は、違約金を徴することがあるため、慎重に工程管理を行い、工期を遵守すること。
- (5) 工事現場には、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事務を処理する者として、当該請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人を設置すること。
- (6) 工事現場には、工事の工程管理、品質管理、安全管理等を行うために主任技術者又は監理技術者を設置することとし、その設置に当たっては自社の適切な資格、技術力を有する者を選任すること。
- (7) 主任技術者又は監理技術者の配置にあたっては、建設業法及び各種法令を順守するとともに、兼務等を行う場合には、速やかに本市に対して必要な手続きを行うこと。

2 工事の下請契約の適正化について

- (1) 建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の品質確保の促進に関する法律に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を失うような行為を行わないこと。
- (2) 「建設産業における生産システム合理化指針」に沿って、合理的な元請・下請負関係を確立するよう努めること。
- (3) 請負者は、下請業者に対し必要な指導、援助を行い、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）を遵守するとともに、下請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、関係者の間で、請負代金や賃金の不払い、資材納入・リース・運送に係る代金の不払い等、不測の損害が生じないように十分配慮すること。
- (4) 自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約をしないこと。
- (5) 請負者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合には、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに本市監督員にその写しを提出すること。また、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
- (6) 下請施工を必要とする場合には、その建設工事の施工に関し、施工能力、経営管理

能力、雇用管理及び労働者の労働時間を始めとする労働安全衛生管理の状況等を勘案し、優良な下請業者を選定するとともに下請契約に際しては、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容をもつ契約書による契約に努めること。また、施工責任範囲、施工条件、技能労働者の賃金等を反映し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を含んだ適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、社会保険等への加入及び技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮を行うこと。

- (7) 不必要な重層下請は、「通常必要と認められる原価」に満たない金額で下請負させることとなり、適正な工事の施工が保証されないだけでなく、倒産する業者も現れ紛争等が生じる恐れもあるため行わないこと。
- (8) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めること。また、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は姫路市内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は姫路市産とするよう努めること。

3 過積載による違法運行の防止について

- (1) 工事用資材などの運搬に当たっては、道路管理上、また、住民に迷惑を掛けないように細心の注意を払うこと。
- (2) 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- (3) さし柵装着車、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- (4) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材等資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (7) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行っている場合又はさし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な処置を講ずること。
- (8) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進すること。
- (9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- (10) 下請負人がある場合にあつては、以上のことについて十分指導すること。

4 労働災害の防止等について

- (1) 工事の施工に当たっては、危険を防止するために必要な措置を講じるなど安全管理を適切に行い、労働災害及び公衆災害の防止に努めること。

- (2) 雇用する技能労働者に対し、法定福利費相当額を含んだ適切な賃金を支払うとともに、法令が求める社会保険等に参加させるなど、雇用・労働条件の改善に留意すること。
- (3) 万が一労働災害が生じた場合は、速やかに監督員に報告すること。

5 建設廃棄物の再資源化及び適正処理について

- (1) 建設工事においては、廃棄物の再資源化の推進及び廃棄物の処理を行う責任は元請業者にあるため、処理業者等関係者との協力体制をつくり、工事の一環として適正に処理すること。
- (2) 産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守し、適正な処理を行うこと。

6 建設工事における不当要求等を受けた場合の届出等について

受注した建設工事において、暴力団若しくは暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するもの（以下「暴力団等」という。）から不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、直ちに本市へ報告するとともに、所轄の警察署への届出及び捜査上必要な協力を行うこと。

7 暴力団等の排除について

- (1) 事業者は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）に基づき市が実施する暴力団等の排除に関する施策に協力するよう努めること。
- (2) 事業者は、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (3) 工事等の施工に当たっては、暴力団等を資材又は原材料の購入契約及び下請契約等の相手方としないこと。

8 労働者の適正な労働条件の確保等について

事業者は、労働基準関係法令や労働社会保険関係法令を遵守し、雇用する労働者への適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底を図るなど、労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めること。なお、契約の履行に係る業務において、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたときには、契約の解除及び違約金の請求を含め、厳正に対処するものとする。

9 適切な契約の履行について

契約の履行に当たっては、契約書、姫路市契約規則及び適用を受けるすべての関係法令を遵守すること。また、契約書、設計書、図面及び仕様書等に基づき、市職員等の指示及び監督に従い、適正に履行するとともに、必ず契約期間内に完了させること。ただし、発注者の指示が法令や契約約款に違反する又は不適切であると思料されるような場合は、契約課（079-221-2238）又は公益通報制度により通報すること。

説明事項

入札・契約手続き（指名競争入札＜電子入札＞）

本市では、平成29年度から工事等の指名競争入札において兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を用いた電子入札を導入しています。

電子入札に参加するためには、ICカードの取得と、電子入札システム上での利用者登録が必要です。電子入札運用の詳細は、姫路市ホームページ及び兵庫県電子入札共同運営ポータルサイトをご覧ください。

利用者登録

ICカードを購入し、電子入札システムの利用者登録を行ってください。

電子入札に使用するICカードについて、以下のとおり注意してください。

- (1) 認定認証事業者が発行したものを購入してください。
- (2) 姫路市業者登録名簿に登載された代表者（委任先を設けている場合は受任者）（以下「代表者等」という。）の名義で取得してください。

※ 代表者等の名義が変更になった場合は、速やかに姫路市業者登録変更届を提出してください。また、変更後の代表者等の名義で新たにICカードを購入し、利用者登録を再度行ってください。

発注

- 1 電子入札案件の指名業者には、電子入札システムに登録されているメールアドレスに電子メール（指名通知書到着のお知らせ）をお送りしますので、電子メールを受け取り次第電子入札システム内の指名通知書を確認し、受領確認書を入札書提出締切日までに送信してください。
- 2 上記1で確認した指名通知書に設計図書ダウンロード用パスワードを記載していますので、兵庫県電子入札共同運営ポータルサイトから設計図書を各自取得してください。
- 3 指名通知書及び設計図書に当該入札に関する条件及び注意事項を表示していますので、十分熟読し、理解した上で入札に参加してください。
- 4 建設工事の入札においては、当該入札の指名通知をする日又は当該入札の入札開始日の前日までに、契約締結予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しの提出がない場合は、入札に参加することができません。

質疑

- 1 入札参加者は、設計図書に関する質疑ができます。
- 2 質疑書は、兵庫県電子入札共同運営ポータルサイト内の姫路市ページからダウンロードして使用してください。
- 3 質疑書には、入札参加者名を特定できる内容を記載しないでください。

- ※ 入札参加者を特定できる内容の記載があるときは、当該質問に対しては回答しません。
- 4 指名通知書に指定する期間内に、質問事項を入力した質疑書を所定のメールアドレス (keiri_nyusatsu@city.himeji.lg.jp) 宛に送付してください。
 - ※ 質疑書は、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更し、添付ファイルとして送信してください。
 - ※ 質疑書が指名通知書に定める期限以降に本市のメールサーバーに到達したものについては、回答しません。
- 5 回答は、指名通知書で指定する場所で閲覧に供します。

入札

1 入札の方法

- (1) 入札書は、電子入札システムの中にあります。電子入札システムにより、指名通知書に定める期間内に、入札書を提出してください（再度入札の場合を除く）。
 - ※ 入札書に記載する金額は円単位とし、消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。
- (2) 入札書を提出する際には、指定の様式による積算内訳書を必ず入札書に添付して、送信してください（建設関連コンサルタント業務を除く）。
 - ※ 積算内訳書は、設計図書とあわせて兵庫県電子入札共同運営ポータルサイトからダウンロードできます。入札参加者の商号又は名称及び代表者職氏名（個人にあっては屋号及び代表者名）等必要な事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称（個人にあっては屋号）に変更の上、電子入札システム内の入札書の内訳書として送信をしてください。
- (3) 建築物の設計業務及び建築工事監理業務については、入札書を提出する際には、「(別紙) 建築士法第22条の3の3に定める記載事項」及び必要書類を必ず入札書に添付して送信してください。
 - ※ 詳細については、姫路市ホームページに掲載の「建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う契約事務手続きについて」に記載しています。
- (4) 建設工事の入札について、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）による契約締結（以下「電子契約」という。）を希望する場合は、指定の様式による電子契約利用申請書を積算内訳書と併せて送信してください。
- (5) 建設関連コンサルタント業務の入札について、電子契約を希望する場合は指定の様式による電子契約利用申請書を、電子契約を希望しない場合は、指定の様式による従来型契約（紙）希望申出書を必ず入札書に添付して、送信してください。この場合において、電子入札システム上で「積算内訳書」とあるのは「電子契約利用申請書又は従来型契約（紙）希望申出書」と読み替えてください。

2 入札辞退

入札を辞退しようとする場合は、入札締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システ

ムにより送信するまでに、電子入札システムにより辞退届を送信してください。ただし、電子入札システムにより辞退届を送信した後は、辞退届を撤回することはできません。

開札

- 1 開札の予定日時と予定場所は、指名通知書に記載します。
- 2 入札参加者は、開札に立ち会うことができます。

落札者決定

- 1 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
 - 2 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - 3 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システム上のくじによって落札者を決定します。電子くじによって落札者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとします。なお、この場合、電子くじを辞退することはできません。
 - 4 契約価格が1,000万円以上の工事の落札者については、「配置予定技術者設置届」に必要書類を添付して契約書の受け取り時に持参してください（電子契約を希望する場合は、「配置予定技術者設置届」及び必要書類を本市の指定するメールアドレスに送信してください。）。
- ※ 「配置予定技術者設置届」は兵庫県電子入札共同運営ポータルサイト内の姫路市ページよりダウンロードして使用してください。

再度入札

- 1 開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を行います。
- 2 再度入札に参加できる者は、直前の入札において有効な入札をした者とし、再度入札を行う場合には、電子入札システムにより入札受付日時、締切日時及び開札日時等を速やかに通知します。
- 3 再度入札の回数は、2回を上限とし、再度入札の結果、落札者がいないときは、入札を打ち切ります。なお、入札締切日時及び開札日時は、原則として次のとおりとします。

	入札締切日時	開札日時
再度入札(1回目)	初回開札日の午後2時(予定)	初回開札日の午後2時5分(予定)
再度入札(2回目)	初回開札日の午後4時(予定)	初回開札日の午後4時5分(予定)

- 4 最低制限価格を設けたときは、直前の入札に参加しなかった者、直前の入札で無効とされた者、最低制限価格を設定している場合において直前の入札において入札金額が当該価格を下回る価格で入札をした者は、再度入札に参加できません。
- 5 再度入札の入札金額は、直前の入札における有効な入札のうち、最低の価格よりも低い金額とします。

6 再度入札の際は、積算内訳書の提出は不要とします。

契約手続き

- 1 開札終了後、落札者に対して電話等により連絡を行いますので、契約保証金の納付方法を確認しますので確定しておいてください（電子契約を利用する場合は、提出された電子契約利用申請書の記載内容で確認します。ただし、契約金額等により免除となる場合がありますので電子契約システム上で送信する「契約手続きの手引き」を必ず確認してください。）。なお、契約保証金は原則として以下のいずれかによります。
 - (1) 現金で納付
 - (2) 納付の免除を受ける場合
 - ア 保険会社との間に契約を締結した本市を被保険者とする履行保証保険の保険証書を寄託（落札者が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を利用する場合を含む。）
 - イ 保険会社との間に契約を締結した本市を債権者とする工事履行保証証券を提出（電磁的方法による場合を含む。）
 - (3) 担保の提供をもって代える場合
 - ア 国債を担保として提供
 - イ 銀行の保証を担保として提供
 - ウ 保証事業会社の保証を担保として提供（電磁的方法による場合を含む。）
- 2 開札日の翌日（土、日曜日及び祝日を除く。）の午後1時以降に契約課において契約書を交付しますので必ず受け取りに来てください。また、契約締結時に必要な書類については別途姫路市ホームページからダウンロードして作成してください。
- 3 電子契約を利用する場合は、電子契約システムから通知を行いますので、内容を確認し電子契約システム上で電子署名を行ってください。また、契約締結時に必要な書類については別途姫路市ホームページからダウンロードして作成し、本市の指定するメールアドレス宛に送信してください。
- 4 落札者は、落札決定から契約締結までに工期又は契約金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、その旨を必要な情報と併せて、契約課に通知してください。

契約の締結

- 1 落札者は、交付した契約書を作成し、収入印紙を貼り付け、押印、割印の上契約日までに次の書類とともに契約課に提出し、契約を締結してください。
 - (1) 契約保証金関係書類
 - ア 契約保証金を現金で納める場合
契約保証金納入通知書の領収書（写し可）
 - イ 契約保証金の免除を受ける場合
履行保証保険証書又は工事履行保証証券
 - ウ 契約保証金に代えて担保を提供する場合

各担保

- (2) 建設業退職金共済組合証紙購入確認書（工事で必要な場合）
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号又は第3号）
- 2 電子契約により契約を締結する場合には、前項に定める書類を本市の指定する方法により提出し、電子契約システム上で署名してください。
 - 3 落札者が契約の日までに契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う場合があります。
 - 4 契約は、契約の当事者である双方の者が契約書に記名押印したとき（電子契約を行う場合は、当事者が当該電磁的記録に地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行ったとき）に確定します。

工事着手

- 1 契約を締結した者は、契約締結後7日以内に設計図書に基づき工程表を作成し、工事担当課へ提出してください。また、特記仕様書に定めのある場合を除き、原則として、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければなりません。
- 2 工期の開始は、契約日の翌日（日曜・祝日は除く。）から起算します。
- 3 工事等を着手するに当たり、事前に工事担当課へ次の書類を提出してください。
 - (1) 工事着手届及び現場代理人等選任届
 - (2) 工程表（任意様式）
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号又は第4号）（下請人又は再委託契約の相手方決定後遅滞なく）
- 4 請負者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の工事について、一般財団法人 日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注、変更、完成及び訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し、監督員の確認を受けた上、直ちに当該センターに登録し、当該センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出してください。

前金払及び中間前金払

- 1 次の各号の全てに該当する工事については、前金払を申請することができます。ただし、入札の条件として前金払のできない場合を別に定める場合があります。
 - (1) 保証事業会社の保証のある工事
 - (2) 建設業法別表上欄第一に掲げる工事
 - (3) 契約金額が1件200万円以上の工事
- 2 前金払の申請手続き
 - (1) 前金払を受けようとするときは、保証事業会社と当該工事の工期を保証期間とした保証事業法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、前金払申請書を作成した上で、当該申請書を保証証書（電磁的方法による場合を含む。以下同じ。）とともに工事担当課へ提出して前金払の決定を受けてください。なお、申請は契約締結後30日以内に行ってください。前金払申請書は姫路市ホームページにあります。

- (2) 前号の前金払の決定を受けた場合は、決定金額を超えない範囲内において直ちに前金払の請求をしてください。
- 3 前払金の額は、契約金額（債務負担行為に係る契約においては当該年度の出来高予定額）の10分の4以内で、10万円未満は切り捨てます。
- 4 前金払を受けた後、以下の要件を全て満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前払金に関し保証契約をした場合には、契約金額10分の2以内（工期が2箇年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額の10分の2以内）の中間前金払を申請することができます。ただし、入札の条件として中間前金払のできない場合を別に定める場合があります。
- (1) 契約当初の前払金の支払を受けている工事
 - (2) 当初の契約金額が1件1,000万円以上の工事
 - (3) 工期の2分の1を経過していること。
 - (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 5 中間前金払を受けようとするときは、契約締結後に工事担当課と中間前金の申請に係る事前協議を行う必要があります。なお、中間前金払を選択したときには、部分払を受けることができず、部分払を選択したときには、中間前金払を受けることができません。ただし、債務負担行為に係る契約については、中間前金払を選択した場合も、年度末の部分払に限り受けることができる場合があります。なお、申請手続きについては第2項（第2項第1号中段を除く。）を準用します。
- 6 債務負担行為に係る契約において前金払及び中間前金払を受けようとするときは、各年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして手続きをしてください。なお、契約を締結した年度以外の年度においては、予算の執行が可能となる日前に前払金及び中間前払金の支払を申請することはできませんので、当該年度の前金払及び中間前金払を申請できるようになった日以降に手続きをしてください。
- 7 前払金の支払を受けた後に、設計図書の変更等により、変更後の契約金額が当初契約金額の2割以上増加した場合は、その変更後の契約金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、前払金額及び中間前払金額の合計額）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができます。
- 8 前払金の支払をした後に、設計図書の変更等により、変更後の契約金額が当初契約金額の2割以上減少した場合は、その変更後の契約金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）と支払済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、前払金額及び中間前払金額の合計額）との差額を返還していただくことがあります。
- 9 第7項及び第8項において、保証事業会社と締結した保証契約内容に変更が生じた場合は、直ちに変更後の保証証書を提出して下さい。

説明事項

入札・契約手続き（制限付一般競争入札）

本市では、原則として制限付一般競争入札の案件を電子入札により行っています。

電子入札に参加するためには、ＩＣカードの取得と、電子入札システム上での利用者登録が必要です。電子入札運用の詳細は、姫路市ホームページ及び兵庫県電子入札共同運営ポータルサイトをご覧ください。

利用者登録

ＩＣカードを購入し、電子入札システムの利用者登録を行ってください。

電子入札に使用するＩＣカードについて、以下のとおり注意してください。

- (1) 認定認証事業者が発行したものを購入してください。
- (2) 姫路市業者登録名簿に登載された代表者等の名義で取得してください。

※ 代表者等の名義が変更になった場合は、速やかに姫路市業者登録変更届を提出してください。また、変更後の代表者等の名義で新たにＩＣカードを購入し、利用者登録を再度行ってください。

入札公告

- 1 入札の情報は、兵庫県電子入札共同運営ポータルサイト内の姫路市ページにおいて随時掲載します。
- 2 それぞれの入札公告や設計図書に当該入札に関する条件及び注意事項を表示していますので、十分熟読し、理解した上で入札に参加するか判断してください。また、兵庫県電子入札共同運営ポータルサイト内の姫路市ページに、制限付一般競争入札共通事項やその他注意事項等を掲載していますので、必ず併せてお読みください。

入札参加申込

（事後審査型）

- 1 入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより、入札公告に定める期間内に、入札参加申込書と制限付一般競争入札参加申込書を送信してください。
- 2 制限付一般競争入札参加申込書（兵庫県電子入札共同運営ポータルサイト内の姫路市ページを参照。）は、ファイル名を参加希望者の商号又は名称に変更の上、電子入札システム内の入札参加申込書の添付資料として送信をしてください。
- 3 その他、必要な提出書類がある場合は入札公告に定めるものとし、その書類は、制限付一般競争入札参加申込書と同様に入札参加申込書の添付資料として送信してください。

（事前審査型）

- 1 入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより、入札公告に定める期間内に、競争参加資格確認申請書と制限付一般競争入札参加申込書を送信してください。

- 2 制限付一般競争入札参加申込書（兵庫県電子入札共同運営ポータルサイト内の姫路市ページを参照。）は、ファイル名を参加希望者の商号又は名称に変更の上、電子入札システム内の競争参加資格確認申請書の添付資料として送信をしてください。

入札参加資格の審査

（事後審査型）

事後審査型においては、入札参加資格に関する審査については開札後、落札候補者にのみ行います。

（事前審査型）

- 1 事前審査型においては、入札参加申込を行うとともに、入札参加資格に関する審査を受けなければなりません。審査に必要な提出書類及び提出期間等については、入札公告に定めますので確認してください。
- 2 提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は電子入札システムの競争参加資格確認通知書により通知します。

質 疑

- 1 入札参加申込書を提出した者（事前審査型においては、入札参加資格を有する旨の通知を受けた者）は、設計図書に関する質疑ができます。
- 2 質疑書は、兵庫県電子入札共同運営ポータルサイト内の姫路市ページからダウンロードして使用してください。
- 3 質疑書には、入札参加者名を特定できる内容を記載しないでください。
※ 入札参加者を特定できる内容の記載があるときは、当該質問に対しては回答しません。
- 4 入札公告に指定する期間内に、質問事項を入力した質疑書を所定のメールアドレス（keiri_nyusatsu@city.himeji.lg.jp）宛に送付してください。
※ 質疑書は、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更し、添付ファイルとして送信してください。
※ 質疑書が入札公告に定める期限以降に本市のメールサーバーに到達したものについては、回答しません。
- 5 回答は、各案件の入札公告で指定する場所で閲覧に供します。

入 札

- 1 入札の方法
 - (1) 入札書は、電子入札システムの中にあります。電子入札システムにより、入札公告に定める期間内に、入札書を提出してください。
※ 入札書に記載する金額は円単位とし、消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。
 - (2) 入札書を提出する際には、指定の様式による積算内訳書を必ず入札書に添付して、

送信してください（建設関連コンサルタント業務を除く。）。

※ 積算内訳書は、それぞれの入札公告を掲載しているページからダウンロードできます。入札参加者の商号又は名称及び代表者職氏名（個人にあつては屋号及び代表者名）等必要な事項を記載し、ファイル名を参加希望者の商号又は名称（個人にあつては屋号）に変更の上、電子入札システム内の入札書の内訳書として送信してください。

- (3) 建築物の設計業務及び建築工事監理業務については、入札書を提出する際には、「(別紙) 建築士法第22条の3の3に定める記載事項」及び必要書類を必ず入札書に添付して送信してください。

※ 詳細については、姫路市ホームページに掲載の「建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う契約事務手続きについて」に記載しています。

- (4) 建設工事の入札について、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）による契約締結（以下「電子契約」という。）を希望する場合は、指定の様式による電子契約利用申請書を積算内訳書と併せて送信してください。

- (5) 建設関連コンサルタント業務の入札について、電子契約を希望する場合は指定の様式による電子契約利用申請書を、電子契約を希望しない場合は、指定の様式による従来型契約（紙）希望申出書を必ず入札書に添付して、送信してください。この場合において電子入札システム上で「積算内訳書」とあるのは「電子契約利用申請書又は従来型契約（紙）希望申出書」と読み替えてください。

2 入札辞退

入札を辞退しようとする場合は、入札締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでに、電子入札システムにより辞退届を送信してください。ただし、電子入札システムにより辞退届を送信した後は、辞退届を撤回することはできません。

開 札

- 1 開札の予定日時と予定場所は、入札公告に記載します。
- 2 入札参加者は、開札に立ち会うことができます。

落札候補者決定

- 1 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。ただし、総合評価落札方式により落札者を決定する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格及びその他の条件による評価値が最も高い者を落札候補者とします。
- 2 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。
- 3 低入札要綱に規定する調査基準価格及び調査最低制限価格の設定があり、調査基準価格を下回る入札が行われたとき（総合評価落札方式による入札にあつては、評価値の最も高い者の入札額が、調査最低制限価格以上で調査基準価格を下回る場合）は、入札を

行った者のうち、当該入札者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了し、落札候補者の参加資格に関する審査及び低入札価格調査を行います。

- 4 落札者となるべき同価格（総合評価落札方式による入札にあつては、評価値が同値）の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システム上のくじによって落札候補者を決定します。電子くじによって落札候補者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとします。なお、この場合、電子くじを辞退することはできません。
- 5 落札候補者への連絡は、電話等により通知します。
- 6 議会の議決に付すべき契約の落札候補者となった場合は、当該案件の開札日以降に発行された最新の履歴事項全部証明書（原本に限る。）を翌日までに提出してください。

再度入札

- 1 開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を行います。
- 2 再度入札に参加できる者は、直前の入札において有効な入札をした者とし、再度入札を行う場合には、電子入札システムにより入札受付日時、締切日時及び開札日時等を速やかに通知します。
- 3 再度入札の回数は、2回を上限とし、再度入札の結果、落札候補者がいないときは、入札を打ち切ります。なお、入札締切日時及び開札日時は、原則として次のとおりとします。

	入札締切日時	開札日時
再度入札（1回目）	初回開札日の午後2時（予定）	初回開札日の午後2時5分（予定）
再度入札（2回目）	初回開札日の午後4時（予定）	初回開札日の午後4時5分（予定）

- 4 最低制限価格（低入札要綱に規定する調査最低制限価格を設定している場合には、調査最低制限価格）を設けたときは、直前の入札において当該価格を下回る価格で入札をした者は、再度入札に参加できません。
- 5 再度入札の入札金額は、直前の入札における有効な入札のうち、最低の価格よりも低い金額とします。

積算疑義申立手続き

- 1 開札した案件が積算疑義申立制度の対象工事である場合において、当該案件の入札に参加した者は、金入り設計図書の閲覧が可能です。
- 2 金入り設計図書の閲覧は、当該案件の開札日の午後4時から、開札日より起算して3日目正午までに、工事担当課に金入り設計書閲覧申請書及び当該案件の保留通知書の写しを提出することにより行ってください。なお、期間の計算においては市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に規定する市の休日をいう。）に当たる日数は算入しません。
- 3 金入り設計書を閲覧しなければ判明しない積算疑義があると考えられる場合は、前項に定める期間中に所定のメールアドレス（keiri_nyusatsu@city.himeji.lg.jp）宛に積算疑義申立書及び積算疑義申立の内容を具体的に示す資料を提出することにより、積算

疑義申立をすることができます。この場合において、提出後に必ず契約課に電話で到達確認を行ってください。

- 4 積算疑義申立が提出された時は、積算内容を確認し、確認結果を本市ホームページで回答します。積算内容に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる等重大な誤りであった場合には、その入札を中止します。この場合において、入札の中止により被った不利益についての異議は一切認めないものとします。
- 5 積算疑義申立がなかった場合及び積算疑義申立の結果、積算内容に誤りがない場合は入札・契約手続き続行します。

落札候補者の審査等

- 1 落札候補者の参加資格に関する審査について、入札公告に、提出書類及び提出期限を記載しています。落札候補者は、必ず期限内に書類の不備がないように提出してください。
 - ※ 審査の結果、落札候補者が資格要件を満たしていない場合は、その者のした入札を無効とします。
 - ※ 入札公告に定める日時までに審査書類を提出しない場合は、資格要件を満たしていないものとして、その者のした入札を無効とします。
 - ※ 審査書類は、姫路市オンライン手続ポータルサイトからの提出も可とします。
- 2 主任技術者等の配置について、開札の結果、落札候補者となったものの入札公告に定める配置予定技術者の要件を満たす技術者を配置できないことが判明した場合については、開札日の翌営業日正午までに監理技術者等設置不能届を提出してください。
 - ※ 監理技術者等設置不能届が提出された場合は、参加資格を有していない者として、その者のした入札を無効とします。
- 3 低入札価格調査制度
 - (1) 低入札要綱に基づき、落札候補者の参加資格に関する審査及び低入札価格調査を行う場合、落札候補者は期限までに、審査の提出書類及び低入札価格の調査に係る資料を作成し、提出してください。
 - ※ 「低入札価格調査制度を適用する入札に関する注意事項」を確認のうえ、姫路市ホームページ内の指定の様式で、資料を作成してください。
 - (2) 資料提出を受け、必要に応じ事情聴取等を行い、契約の内容に適合した履行が可能か調査及び審査を行います。

落札決定

審査により落札者を決定し、落札者及び他の入札参加者に落札者の決定について通知します。

契約手続き

- 1 契約保証金の納付方法は、落札候補者の審査書類の中で確認します（電子契約を利用

する場合は、提出された電子契約利用申請書の記載内容で確認します。)。落札者決定後に変更することはできません。なお、契約保証金は原則として以下のいずれかによります。

(1) 現金で納付

(2) 納付の免除を受ける場合

ア 保険会社との間に契約を締結した本市を被保険者とする履行保証保険の保険証書を寄託（落札者が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を利用する場合を含む。）

イ 保険会社との間に契約を締結した本市を債権者とする工事履行保証証券を提出（電磁的方法による場合を含む。）

(3) 担保の提供をもって代える場合

ア 国債を担保として提供

イ 銀行の保証を担保として提供

ウ 保証事業会社の保証を担保として提供（電磁的方法による場合を含む。）

2 落札者は、契約課において契約書を交付しますので必ず受け取りにきてください。また、契約締結時に必要な書類については別途姫路市ホームページからダウンロードして作成してください。なお、書類の交付日時については、落札決定の通知の際に連絡します。

3 電子契約を利用する場合は、電子契約システムから通知を行いますので、内容を確認し電子契約システム上で電子署名を行ってください。また、契約締結時に必要な書類については別途姫路市ホームページからダウンロードして作成し、本市の指定するメールアドレス宛に送信してください。

4 落札者は、落札決定から契約締結までに工期又は契約金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、その旨を必要な情報と併せて、契約課に通知してください。

契約の締結

1 落札者は、交付した契約書を作成し、収入印紙を貼り付け、押印、割印の上契約日までに次の書類とともに契約課に提出し、契約を締結してください。

(1) 契約保証金関係書類

ア 契約保証金を現金で納める場合

契約保証金納入通知書の領収書（写し可）

イ 契約保証金の免除を受ける場合

履行保証保険証書又は工事履行保証証券

ウ 契約保証金に代えて担保を提供する場合

各担保

(2) 建設業退職金共済組合証紙購入確認書（工事が必要な場合）

(3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号又は第3号）

2 電子契約により契約を締結する場合には、前項に定める書類を本市の指定する方法により提出し、電子契約システム上で署名してください

- 3 落札者が契約の日までに契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う場合があります。
- 4 契約は、契約の当事者である双方の者が契約書に記名押印したときに確定します。

議会の議決を必要とする契約

- 1 原則、予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負の契約については、議会の議決を必要とします。この場合については、議会の議決を得たときに契約が成立する旨を記載した仮契約書を取り交わしますので、仮契約日までに契約書を作成し、契約課へ提出してください。
- 2 前項の仮契約を締結した場合は、議会の議決があったとき、仮契約書は契約書として作成したものとみなします。なお、契約日に契約保証金関係書類及び建設業退職金共済組合証紙購入確認書を契約課へ提出してください。

工事着手

- 1 契約を締結した者は、契約締結後7日以内に設計図書に基づき工程表を作成し、工事担当課へ提出してください。また、特記仕様書に定めのある場合を除き、原則として、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければなりません。
- 2 工期の開始は、契約日の翌日（日曜・祝日は除く。）から起算します。
- 3 工事等を着手するに当たり、事前に工事担当課へ次の書類を提出してください。
 - (1) 工事着手届及び現場代理人等選任届
 - (2) 工程表（任意様式）
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号又は第4号）（下請人又は再委託契約の相手方決定後遅滞なく）
- 4 請負者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の工事について、一般財団法人 日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注、変更、完成及び訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し、監督員の確認を受けた上、直ちに当該センターに登録し、当該センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出してください。

前金払及び中間前金払

- 1 次の各号の全てに該当する工事については、前金払を申請することができます。ただし、入札の条件として前金払のできない場合を別に定める場合があります。
 - (1) 保証事業会社の保証のある工事
 - (2) 建設業法別表上欄に掲げる工事
 - (3) 契約金額が1件200万円以上の工事
- 2 前金払の申請手続き
 - (1) 前金払を受けようとするときは、保証事業会社と当該工事の工期を保証期間とした保証事業法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、前金払申請書を作成した上で、

当該申請書を保証証書（電磁的方法による場合を含む。以下同じ。）とともに工事担当課へ提出して前金払の決定を受けてください。なお、申請は契約締結後30日以内に行ってください。前金払申請書は姫路市ホームページにあります。

- (2) 前号の前金払の決定を受けた場合は、決定金額を超えない範囲内において直ちに前金払の請求をしてください。
- 3 前払金の額は、契約金額（債務負担行為に係る契約においては当該年度の出来高予定額）の10分の4以内で、10万円未満は切り捨てます。
- 4 前金払を受けた後、以下の要件を全て満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前払金に関し保証契約をした場合には、契約金額10分の2以内（工期が2箇年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額の10分の2以内）の中間前払金を申請することができます。ただし、入札の条件として中間前払のできない場合を別に定める場合があります。
 - (1) 契約当初の前払金の支払を受けている工事
 - (2) 当初の契約金額が1件1,000万円以上の工事
 - (3) 工期の2分の1を経過していること。
 - (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 5 中間前払金と部分払のいずれかを受けられることができる工事を受注した者が、中間前払金を受けようとするときは、契約締結後に工事担当課と中間前金の申請に係る事前協議を行う必要があります。なお、中間前払金を選択したときには、部分払を受けることができず、部分払を選択したときには、中間前払金を受けることができません。ただし、債務負担行為に係る契約については、中間前払金を選択した場合も、年度末の部分払に限り受けられる場合があります。中間前払金の申請手続きについては第2項（第2項第1号中段を除く。）
- 6 債務負担行為に係る契約において前金払及び中間前払金を受けようとするときは、各年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして手続きをしてください。なお、契約を締結した年度以外の年度においては、予算の執行が可能となる日前に前払金及び中間前払金の支払を申請することはできませんので、当該年度の前金払及び中間前払金を申請できるようになった日以降に手続きをしてください。
- 7 前払金の支払を受けた後に、設計図書の変更等により、変更後の契約金額が当初契約金額の2割以上増加した場合は、その変更後の契約金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、前払金額及び中間前払金額の合計額）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができます。
- 8 前払金の支払をした後に、設計図書の変更等により、変更後の契約金額が当初契約金額の2割以上減少した場合は、その変更後の契約金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）と支払済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、前払金額及び中間前払金額の合計額）との差額を返還していただくことがあります。

9 第7項及び第8項において、保証事業会社と締結した保証契約内容に変更が生じた場合は、直ちに変更後の保証証書を提出して下さい。